

「官庁施設の環境保全性基準」の改定について（R7.3）

○建築物省エネ法※の改正により、法律名称の変更及び条ずれが生じることから、当該法令を引用している箇所について所要の改定を行いました。

※「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）

○改定箇所は以下のとおりです。

基準の項目	改定内容
第 1 章 1.2 (3)	・ 法律名称の変更 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 → 「建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律」 ・ 条ずれ（建築物エネルギー消費性能適合性判定） 「建築物省エネ法第 <u>12</u> 条」 → 「建築物省エネ法第 <u>11</u> 条」
第 2 章 2.3	・ 条ずれ（適用除外） 「建築物省エネ法第 <u>18</u> 条」 → 「建築物省エネ法第 <u>20</u> 条」

官庁施設の環境保全性基準 新旧対照表

(傍線の部分は改定部分)

新	旧
官庁施設の環境保全性基準 (令和7年3月改定版) 第 1 章 総則 1.1 目的 この基準は、官庁施設に求められる環境保全性の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することを目的とする。 1.2 用語の定義 (1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) この基準において「環境負荷低減」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。 (3) この基準において「特定事務庁舎」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第11条</u>第1項に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000㎡以上の官庁施設をいう。 (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性又は資源の枯渇の防止に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。 第 2 章 基本事項 2.1 基本方針 官庁施設の環境保全性については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮するものとする。 2.2 環境保全性に係る性能の項目 (1) 環境保全性に係る性能は、環境負荷低減性及び周辺環境保全性とする。 (2) 環境負荷低減性に係る項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により構成する。 (3) 周辺環境保全性に係る項目は、地域生態系保全及び周辺環境配慮により構成する。 2.3 環境保全性の水準及びその検証方法 環境保全性の水準は、次によるものとし、(1)及び(2)については、当該水準を満たしていることを検証する。ただし、建築物省エネ法<u>第20条</u>各号のいずれかに該当する官庁施設については、この限りではない。 (以下略)	官庁施設の環境保全性基準 (令和4年3月改定版) 第 1 章 総則 1.1 目的 この基準は、官庁施設に求められる環境保全性の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することを目的とする。 1.2 用語の定義 (1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) この基準において「環境負荷低減」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。 (3) この基準において「特定事務庁舎」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第12条</u>第1項に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000㎡以上の官庁施設をいう。 (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性又は資源の枯渇の防止に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。 第 2 章 基本事項 2.1 基本方針 官庁施設の環境保全性については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮するものとする。 2.2 環境保全性に係る性能の項目 (1) 環境保全性に係る性能は、環境負荷低減性及び周辺環境保全性とする。 (2) 環境負荷低減性に係る項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により構成する。 (3) 周辺環境保全性に係る項目は、地域生態系保全及び周辺環境配慮により構成する。 2.3 環境保全性の水準及びその検証方法 環境保全性の水準は、次によるものとし、(1)及び(2)については、当該水準を満たしていることを検証する。ただし、建築物省エネ法<u>第18条</u>各号のいずれかに該当する官庁施設については、この限りではない。 (以下略)